

事務連絡  
令和4年6月15日

各  
〔  
都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市  
〕  
児童福祉主管課  
障害福祉主管課  
御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

### 被措置児童等虐待対応ガイドラインQ&Aについて

児童福祉施策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、被措置児童等虐待対応ガイドラインが別添のとおり改正され、その取扱いについてQ&Aを作成いたしましたのでお取りはからいのほどよろしくお願い申し上げます。

また、貴課におかれましては、特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関等への周知につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

#### <本件問い合わせ先>

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課指導係  
電話：03-5253-1111（内線：4860・4878）

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係  
電話：03-5253-1111（内線：3037・3102）

## 被措置児童等虐待対応ガイドライン（令和４年度版） Q & A

### Q 1

「Ⅱ 被措置児童等虐待に対する対応 1. 被措置児童等虐待とは」の被措置児童等の定義において、P 10に、

「自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については契約により入所する施設であり、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じた対応をする」

とあるが、準じた対応とは具体的にどこまでのことを求められるのか。

### A 1

契約により入所する自立援助ホームや母子生活支援施設においても、従業員による早期発見や、相談窓口を明確にする等、権利擁護のための体制整備をしておく必要がある。具体的には、母子生活支援施設運営指針、自立援助ホーム運営指針にも留意点を記載しているので参照されたい。

(参考)

母子生活支援施設運営指針

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_08.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_08.pdf)

自立援助ホーム運営指針

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083336.pdf>

## Q 2

令和4年4月1日の民法改正で成人年齢が18歳に引き下げとなったが、18歳を超えて措置延長により児童養護施設等に入所している者も被措置児童等虐待の対象となるのか。

## A 2

お見込みのとおり。なお、児童自立援助事業により 自立援助ホームを利用している者については上記参照。

## Q 3

P 1 1 の性的虐待の例示として「ポルノグラフィーを見せる」と記載されているが、年齢等の制限なく、コンビニ等で通常市販されている又はインターネットで閲覧可能な漫画雑誌やヌードグラビア等が掲載された週刊誌を見せることも、虐待に該当してしまうのか。

## A 3

虐待に当たるかどうかの判断は、対象となる子どもの心身の状況、見せるポルノグラフィーの内容、子どもと見せた大人との関係性、見せ方の態様などを総合的に勘案して判断すべきものであるが、一般論として言えば、一般的に年齢制限なく、店頭で流通し又はインターネットで閲覧可能な漫画雑誌等であれば、例えば、いやがる子どもに対して強制的に見せる等の場合はともかく、単に当該雑誌やコンテンツを見せることのみをもって直ちに性的虐待に該当することは想定しがたいと考えられる。